

災害時 医師・看護師派遣

八幡浜市 医師会と「医療救護活動協定」締結

災害時の医療救護活動を円滑に行おうと、市と伊方町は5日、八幡浜医師会（牧野嘉幸会長、102人）と災害時の医療救護活動についての協定を締結した。

協定は、八幡浜市地域防災計画に基づき、医療救護活動が必要になった際、医師会に医師・看護師の派遣を要請するもので、医師会は医療救護班を編成し、公共施設などを開放した救護所における医療救護活動を実施。救護所として八幡浜医師会立双岩病院（若山）の使用も盛り込んだ。救護所における医療救護活動は、被災傷病者の傷病程度の診断や応急処置・医療、受入れ機関への転送の必要性とともに転送順位などを判断するほか、死亡確認も行う。

また、今後の八幡浜市・伊方町が開催する防災訓練にも協力していく。

市庁舎であった協定締結式には、牧野会長はじめ大城市長、伊方町の山下和彦町長ら関係者が出席。それぞれの書面に署名・押印して協定を交わした。

南海トラフを震源とした地震被害予測では、八幡浜市が死者770人、負傷者1614人、このうち重傷者432人で、伊方町は死者222人、負傷者158人のうち重傷者19人という予測を示している。

大城市長は「内部の専門委員会と協議を重ねていただき感謝している。大規模災害時には人命救助を最優先する。指定救護所での作業が求められるが、市立病院は重傷患者の対応に迫られ、すべての患者に対応はできない。外部からの救援も時間が必要。そのため八幡浜医師会の力が必要で、関係機関と連携し、今回の締結を機に平時から顔が見える関係を構築したい」と感謝した。

長年の懸案成就
牧野医師会会長
牧野会長は「協定は先々代会長からの懸案だった。長年の宿題が成就できた。これも八幡浜保健所の竹之内所長、市立病院の越智副院長、柴田先生のおかげ。災害診療の第一歩は協定の骨格に沿って細部まで決めなければいけない。協定の骨格を骨太の実効性のあるものにした」と話していた。



（写真）災害時の医療救護活動について協定を締結した八幡浜医師会と八幡浜市・伊方町